

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、落ち込んだ地域の消費や地域に根ざした商店街等の売上の回復を図るため、商店街等が自ら企画・実施する集客事業等の取組に対し、補助金を交付しますのでお知らせします。

1 対象者

- (1) 商店会
 - (2) 商店街連合団体
 - (3) 商工会議所等
 - (4) 商店会に準ずる団体
 - (5) 商業振興に取り組む業種別組合
- ※いずれの場合も、1団体につき1申請に限ります。

2 補助対象となる取組

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で実施する販売促進事業
(例) プレミアム商品券や割引クーポン券の発行、スタンプラリーによる割引等
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で実施する集客事業
(例) 夏祭り事業、販売促進事業に合わせたイベント、賑わいを創出するためのイベント

3 補助率及び補助金額

- (1) 補助率 補助対象経費に対して10/10補助
 - (2) 補助金額
 - ア 商店会、商店街連合団体、商工会議所等
会員数(構成員数)×2万円
上限額は商店会220万円、商工会議所等200万円
 - イ 商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合
会員数(構成員数)×2万円 上限額は50万円
- ※会員数が9者以下の場合、一律20万円

4 補助対象期間 令和4年6月1日(水)から令和5年2月15日(水)まで

5 申請受付期間

- (1) 商店会、商店街連合団体、商工会議所等
申請には事前登録が必要です。
【事前登録】提出期間 令和4年5月16日(月)から6月30日(木)まで
【申請】提出期間 令和4年5月16日(月)から11月30日(水)まで
- (2) 商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合
【申請】提出期間 令和4年5月16日(月)から11月30日(水)まで

6 申請先

- (1) 商店会
商店会が所在する区の区役所地域振興課
- (2) 商店街連合団体、商工会議所等、商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合
環境経済局 産業支援課

7 その他

本補助事業に関する詳細は、「令和4年度相模原市がんばる商店街等応援補助金募集要項」を御参照ください。

(募集要項掲載場所)

市ホームページ トップページ>産業・ビジネス>産業情報

>新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている事業者の皆様へ

>がんばる商店街等応援補助金内

問合せ先

環境経済局 産業支援課

金融・経営支援班

電話 042-769-8237